

院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人が定まつたときは、
選挙長は、直ちに衆議院名簿届出政党等に係る次に掲げる事項（衆
議院比例代表選出議員の再選挙（総選挙における比例代表選出議
員の選挙の一部無効によるものを除く。）及び補欠選挙にあつて
は、第一号に掲げる事項）を中央選挙管理会に報告しなければな
らない。

一 得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名その他選挙
の次第

二 当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選
挙において当該選挙の期日における衆議院名簿届出政党等の届
出候補者又は所属候補者のうち当選人とされた者の数

2 前項の規定による報告があつたときは、中央選挙管理会は、直

ちに衆議院名簿届出政党等には当該衆議院名簿届出政党等に係る
次に掲げる事項（衆議院比例代表選出議員の再選挙（総選挙にお
ける比例代表選出議員の選挙の一部無効によるものを除く。）及
び補欠選挙にあつては、第一号に掲げる事項。以下この項におい
て同じ。）を、当選人には当選の旨を告知し、かつ、衆議院名
簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及
び氏名を告示しなければならない。

一 得票数、当選人の数並びに当選人の住所及び氏名

二 当該選挙と同時に行われた衆議院（小選挙区選出）議員の選
挙において当該選挙の期日における衆議院名簿届出政党等の届
出候補者又は所属候補者のうち当選人とされた者の数

院名簿届出政党等に係る当選人の数及び当選人が定まつたときは、
選挙長は、直ちに衆議院名簿届出政党等に係る得票数、当選人の
数並びに当選人の住所及び氏名その他選挙の次第を、中央選挙管
理会に報告しなければならない。

（新設）

2 前項の規定による報告があつたときは、中央選挙管理会は、直

ちに衆議院名簿届出政党等には得票数、当選人の数並びに当選人
の住所及び氏名を、当選人には当選の旨を告知し、かつ、衆議院
名簿届出政党等に係る得票数、当選人の数並びに当選人の住所及
び氏名を告示しなければならない。

（新設）

3 （略）

(衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員又は地方公共団体の議会の議員の再選挙)

第一百十条 衆議院（比例代表選出）議員、参議院（比例代表選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙について前条各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合又は衆議院（比例代表選出）議員若しくは参議院（比例代表選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の選挙について第九十九条の二第一項（同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第六項において準用する場合を含む。）の規定により当選人が当選を失つた場合において、第六条、第九十七条、第九十七条の二又は第九十八条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、当該選挙の当選人の不足数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、前条の規定の例により、再選挙を行わせなければならない。

一 衆議院（比例代表選出）議員の場合には、第一百十三条第一項にいうその議員の欠員の数と通じて議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

二〇四（略）
256

(衆議院比例代表選出議員、参議院比例代表選出議員又は地方公共団体の議会の議員の再選挙)

第一百十条 衆議院（比例代表選出）議員、参議院（比例代表選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）若しくは地方公共団体の議会の議員の選挙について前条各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合又は衆議院（比例代表選出）議員若しくは参議院（比例代表選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の選挙について第九十九条の二第二項（同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は第六項において準用する場合を含む。）の規定により当選人が当選を失つた場合において、第六条、第九十七条、第九十七条の二又は第九十八条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、当該選挙の当選人の不足数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、前条の規定の例により、再選挙を行わせなければならない。

一 衆議院（比例代表選出）議員の場合には、第一百十三条第一項にいうその議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

二〇四（略）
256

(補欠選挙及び増員選挙)

第一百十三条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第一百一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。

ただし、同一人に関し、第一百九条又は第一百十条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の場合には、第一百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

三一六 (略)
255 (略)

(選挙事務所の数)

第一百三十一条 前条第一項各号に掲げるものが設置する選挙事務所は、次の区分による数を超えることができない。ただし、政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、

(補欠選挙及び増員選挙)

第一百十三条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第一百一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。

ただし、同一人に関し、第一百九条又は第一百十条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の場合には、第一百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

三一六 (略)
255 (略)

(選挙事務所の数)

第一百三十一条 前条第一項各号に掲げるものが設置する選挙事務所は、次の区分による数を超えることができない。ただし、政令で定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、

第一号の選挙事務所にあつては三箇所まで、第四号の選挙事務所にあつては五箇所まで、それぞれ設置することができる。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙事務所は、都道府県ごとに、一箇所

三・五 (略)

2・3 (略)

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第一百四十二条 (略)

2 (略)

3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、自動車十一台又は船舶十一隻（両者を使用する場合は通じて十一）及び拡声機十一そろいを、衆議院名簿登載者の数が五十五人を超える場合においては、その超える数が十人を増すことこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、

拡声機については、政党等演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

4・8 (略)

第一号の選挙事務所にあつては三箇所まで、第四号の選挙事務所にあつては五箇所まで、それぞれ設置することができる。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙における衆議院名簿届出政党等の選挙事務所は、その衆議院名簿届出政党等が届け出した衆議院名簿に係る選挙区の区域内の都道府県ごとに、一箇所

三・五 (略)

2・3 (略)

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

第一百四十二条 (略)

2 (略)

3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数が五人を超える場合においては、その超える数が十人を増すことにこれらに加え自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろいを、主として選挙運動のために使用することができる。ただし、

拡声機については、政党等演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

4・8 (略)

(文書図画の領布)

第一百四十二条 (略)

2 (略)

3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、中央選舉管理会に届け出た二十二種類以内のビラを、選挙運動のために領布（散布を除く。）することができる。

4 13 (略)

(ポスターの数)

第一百四十四条 第百四十三条第一項第五号のポスターは、次の区分による数を超えて掲示することができない。ただし、第一号のポスターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに千枚以内で掲示するほかは、掲示することができない。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、五百枚に当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数

二の二 4 (略)

2 3 (略)

4 第百四十三条第一項第五号のポスターは、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものに

(文書図画の領布)

第一百四十二条 (略)

2 (略)

3 衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては、衆議院名簿届出政党等は、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、中央選舉管理会に届け出た二種類以内のビラを、選挙運動のために領布（散布を除く。）することができる。

4 13 (略)

(ポスターの数)

第一百四十四条 第百四十三条第一項第五号のポスターは、次の区分による数を超えて掲示することができない。ただし、第一号のポスターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに千枚以内で掲示するほかは、掲示することができない。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、五百枚に当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数を乗じて得た数

二の二 4 (略)

2 3 (略)

4 第百四十三条第一項第五号のポスターは、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものに

あつては中央選挙管理会に届け出た三十三種類以内のものを掲示するほかは掲示することができず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党ものにあつては長さ八十五センチメートル、幅六十ミル、それ以外のものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートルを超えてはならない。

5 (略)

(新聞広告)

第一百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、衆議院名簿登載者の数（百三十九人）を超える場合には、百三十九人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関する広告をすることができる。

3～5 (略)

6 衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、無料で第一項から第四項までの規定による新聞広告をすることができる。ただし、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該衆議院名簿届出政党等の得票総数が、参議院（比例代表選出）

あつては当該選挙区ごとに中央選挙管理会に届け出た三種類以内のものを掲示するほかは掲示することができず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙において候補者届出政党が使用するもの及び衆議院（比例代表選出）議員の選挙において衆議院名簿届出政党等が使用するものにあつては長さ四十二センチメートル、幅三十センチメートル、それ以外のものにあつては長さ三十六センチメートルを超えてはならない。

5 (略)

(新聞広告)

第一百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十八人）を超える場合には、二十八人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関する広告をすることができる。

3～5 (略)

6 衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、無料で第一項から第四項までの規定による新聞広告をすることができる。ただし、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該衆議院名簿届出政党等の当該選挙区における得票総数が当該

議員の選挙にあつては当該参議院名簿届出政党等の得票総数（当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）が、当該選挙における有効投票の総数の百分の一以上である場合に限る。

（政見放送）

第一百五十条 （略）

254 （略）

5 第三項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区（選挙区がないときは、その区域）の全ての公職の候補者に対し、同一放送設備を使用し、同一時間数（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者の数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数）を与える等同等の利便を提供しなければならない。

6 （略）

（経歴放送）

第一百五十二条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、日本放送協会は、その定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別（衆議

選挙区における有効投票の総数の百分の一以上、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該参議院名簿届出政党等の得票総数（当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者（当該選挙の期日において公職の候補者たる者に限る。）の得票総数を含むものをいう。）が、当該選挙における有効投票の総数の百分の一以上である場合に限る。

（政見放送）

第一百五十条 （略）

254 （略）

5 第三項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区（選挙区がないときは、その区域）のすべての公職の候補者に対し、同一放送設備を使用し、同一時間数（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて政令で定める時間数）を与える等同等の利便を提供しなければならない。

6 （略）

（経歴放送）

第一百五十二条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、日本放送協会は、その定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別（衆議

院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党又は所属党派の名称)、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2・3 (略)

(公営施設使用の個人演説会等)

第一百六十二条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

1・3 (略)

2・4 (略)

(公営施設以外の施設使用の個人演説会等)

第一百六十二条の二 公職の候補者、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、前条第一項に規定する施設以外の施設(建物その他他の施設の構内を含むものとし、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にある

院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称)、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2・3 (略)

(公営施設使用の個人演説会等)

第一百六十二条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

1・3 (略)

2・4 (略)

(公営施設以外の施設使用の個人演説会等)

第一百六十二条の二 公職の候補者、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、前条第一項に規定する施設以外の施設(建物その他他の施設の構内を含むものとし、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にある

ものに限る。) を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

(個人演説会等の会場の掲示の特例)

第一百六十四条の二 (略)

2 (略)

3 前項に規定する立札及び看板の類の数は、候補者にあつては当該選挙ごとに通じて五を、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに通じて二に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、衆議院名簿届出政党等にあつては八十八を、超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて二以内とする。

4 (略)

5 第二項に規定する立札及び看板の類は、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会場外のいすれの場所(候補者届出政党の使用するものにあつてはその届け出た候補者に係る当該選挙区の区域内に限る。)においても選挙運動のために使用することができる。ただし、当該立札及び看板の類の掲示箇所については、第一百四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

もの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。) を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

(個人演説会等の会場の掲示の特例)

第一百六十四条の二 (略)

2 (略)

3 前項に規定する立札及び看板の類の数は、候補者にあつては当該選挙ごとに通じて五を、候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに通じて二に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数を、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに通じて八を、超えることができない。この場合において、政党演説会の会場前に掲示する同項に規定する立札及び看板の類の選挙区ごとの数は、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに通じて二以内とする。

4 (略)

5 第二項に規定する立札及び看板の類は、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の会場外のいすれの場所(候補者届出政党の使用するものにあつてはその届け出た候補者に係る当該選挙区の区域内に限る。)においても選挙運動のために使用することができる。ただし、当該立札及び看板の類の掲示箇所については、第一百四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

看板の類の掲示箇所については、第一百四十五条第一項及び第二項の規定を準用する。

6 (略)

(街頭演説)

第一百六十四条の五 (略)

2 (略)

3 前項の標旗は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める数を交付する。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙 衆議院名簿届出政党等について、当該衆議院（比例代表選出）議員の選挙において選挙すべき議員の数に相当する数

三 (略)

4 (略)

(選挙公報の発行手続)

第一百六十九条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議院名簿登載者

6 (略)

(街頭演説)

第一百六十四条の五 (略)

2 (略)

3 前項の標旗は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める数を交付する。

一 (略)

二 衆議院（比例代表選出）議員の選挙 衆議院名簿届出政党等について、その届け出た衆議院名簿に係る選挙区ごとに、当該衆議院（比例代表選出）議員の選挙において選挙すべき議員の数に相当する数

三 (略)

4 (略)

(選挙公報の発行手続)

第一百六十九条 (略)

2 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。この場合において、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該選挙区における

の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

356 (略)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第百七十五条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党又は所属党派の名称。以下この条において同じ。）の掲示をしなければならない。ただし、第四十六条の二第一項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

258 (略)

附則

る当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿登載者の数に応じて総務省令で定める寸法により掲載するものとする。

356 (略)

(投票記載所の氏名等の掲示)

第百七十五条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党又は所属党派の名称。以下この条において同じ。）の掲示をしなければならない。ただし、第四十六条の二第一項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

258 (略)

附則

(削る)

別表第一 削除

(削る)

別表第二 (略)

8| 別表第一中長野県木曽郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表
第二中長野県及び岐阜県の区域（地方自治法第七条第三項の規定
により長野県木曾郡山口村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津
川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変
更をする総務大臣の处分に係るものに限る。）については、第十
三条第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

別表第一 (略)

別表第二 (略)

別表第三 (略)

別表第二 (略)

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）〔第三条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（改定案の作成の基準）

現 行

（改定案の作成の基準）

第三条（略）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにする基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。

（削る）

2| 前項の改定案の作成に当たつては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数をえた数とする。